

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和5年9月27日

幸手市長 木村 純夫

記

1 業務の目的

本業務は、幸手市庁舎整備を行うに当たり、庁舎の規模や機能、整備計画に関する考え方について調査、検討を行い、市民の安心・安全の確保と、より利便性の高い庁舎の整備に向けた基本構想の策定に関する総合的な支援を受注者から受けることを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務 |
| (2) 履行期間 | 契約締結日から令和6年12月27日まで |
| (3) 業務内容 | 別紙「幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務仕様書（公募型プロポーザル用）」のとおり |
| (4) 提案上限額 | 15,173,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※年度間の内訳は、令和5年度が6,468,000円、令和6年度が8,705,000円。 |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5・6年度幸手市競争入札参加資格者名簿の「設計・調査・測量（建設コンサルタント又は建築関連コンサルタント）」に登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 幸手市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年告示第120号）第2条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去15年間（平成20年4月1日から令和5年3月31日まで）において、国又は地方公共団体の庁舎建設に係る業務で、延床面積2,500㎡以上の基本構想策定又は基本計画策定のいずれかの業務実績を有していること。
- (7) 以下の実施体制を確保できること。
 - ア 管理技術者として、一級建築士又は技術士（都市及び地方計画）のいずれかの資格を有した者を配置できること。
 - イ 配置技術者は、いずれも同種の業務実績を有する者であり、かつ受注者と3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- (8) 複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア 全ての構成員が、前記（1）～（5）の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が、前記（6）の要件を満たしていること。
 - ウ いずれかの構成員が、前記（7）の要件を満たしていること。
 - エ 各構成員が、ほかの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

- (1) 公募開始日 令和5年 9月27日（水）
- (2) 質問の締切日 令和5年10月 6日（金）
- (3) 質問に対する回答日 令和5年10月12日（木）まで
- (4) 参加表明書受付締切日 令和5年10月18日（水）
- (5) 参加資格確認結果通知日 令和5年10月19日（木）（予定）

- (6) 企画提案書等の提出締切日 令和5年11月 1日 (水)
- (7) プレゼンテーション 令和5年11月 8日 (水) (予定)
- (8) 審査結果通知 令和5年11月中旬予定
- (9) 契約締結 令和5年12月中旬予定

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

5 その他

その他の詳細については、「幸手市庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル実施要領」を参照のこと。

6 問い合わせ

幸手市役所 総合政策部 施設整備課 施設整備担当
担 当 者 小寺、日高
電 話 0480-43-1111 内線542
E-mail shisetsu@city.satte.lg.jp